

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、さくらますを採捕してはならない。
ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区域	禁止期間
富山県の内水面	令和7年1月1日から同年2月28日まで

正 誤

令和6年11月1日付け第5298号公告「大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出」中

頁	行	誤	正
3	上から6	株式会社アルビス	アルビス株式会社
3	上から7	株式会社アルビス	アルビス株式会社
3	下から11	株式会社アルビス	アルビス株式会社